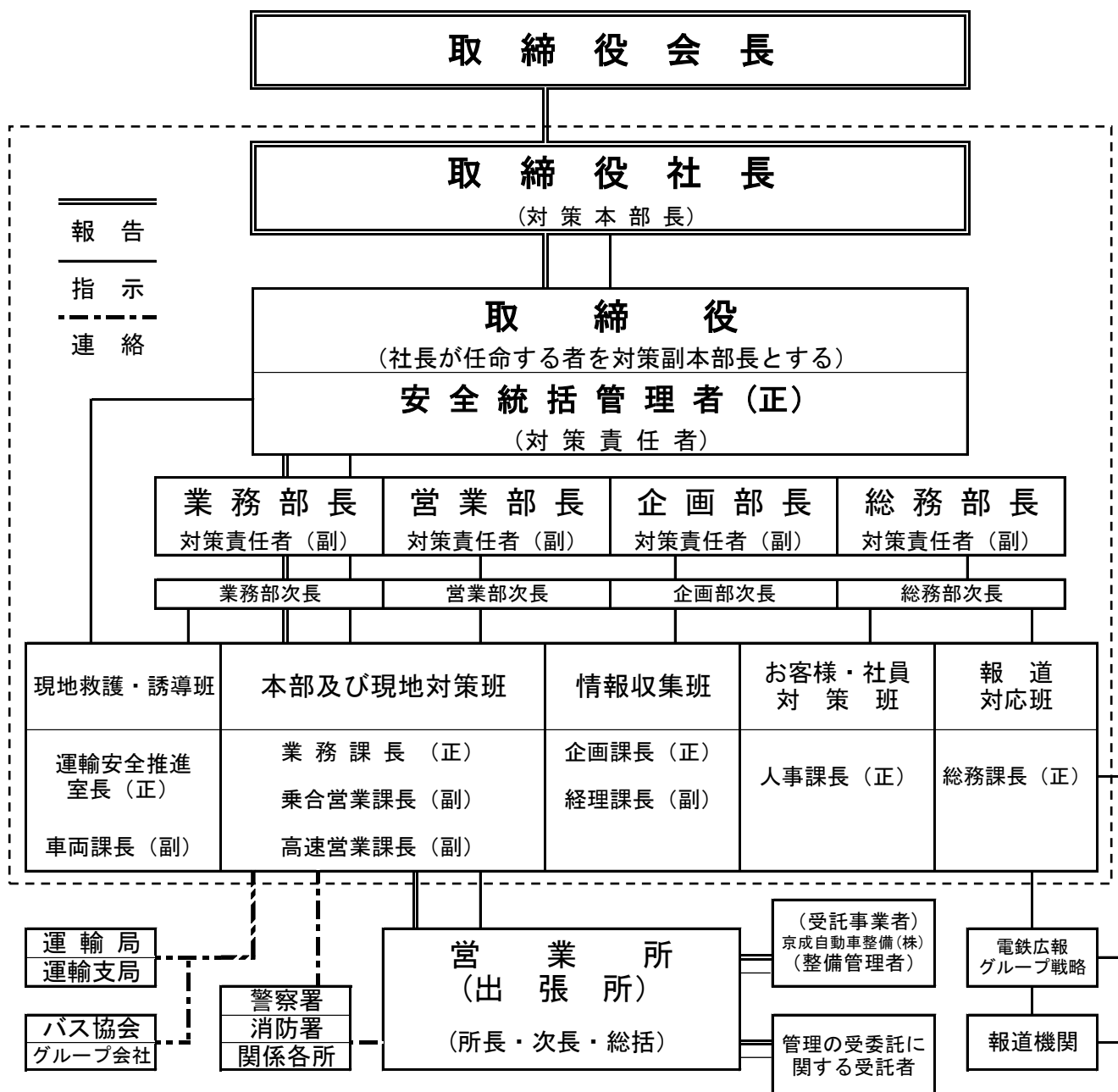


● 京成バス（株）報告連絡体制

**対策本部の指示体制（レベルA）**

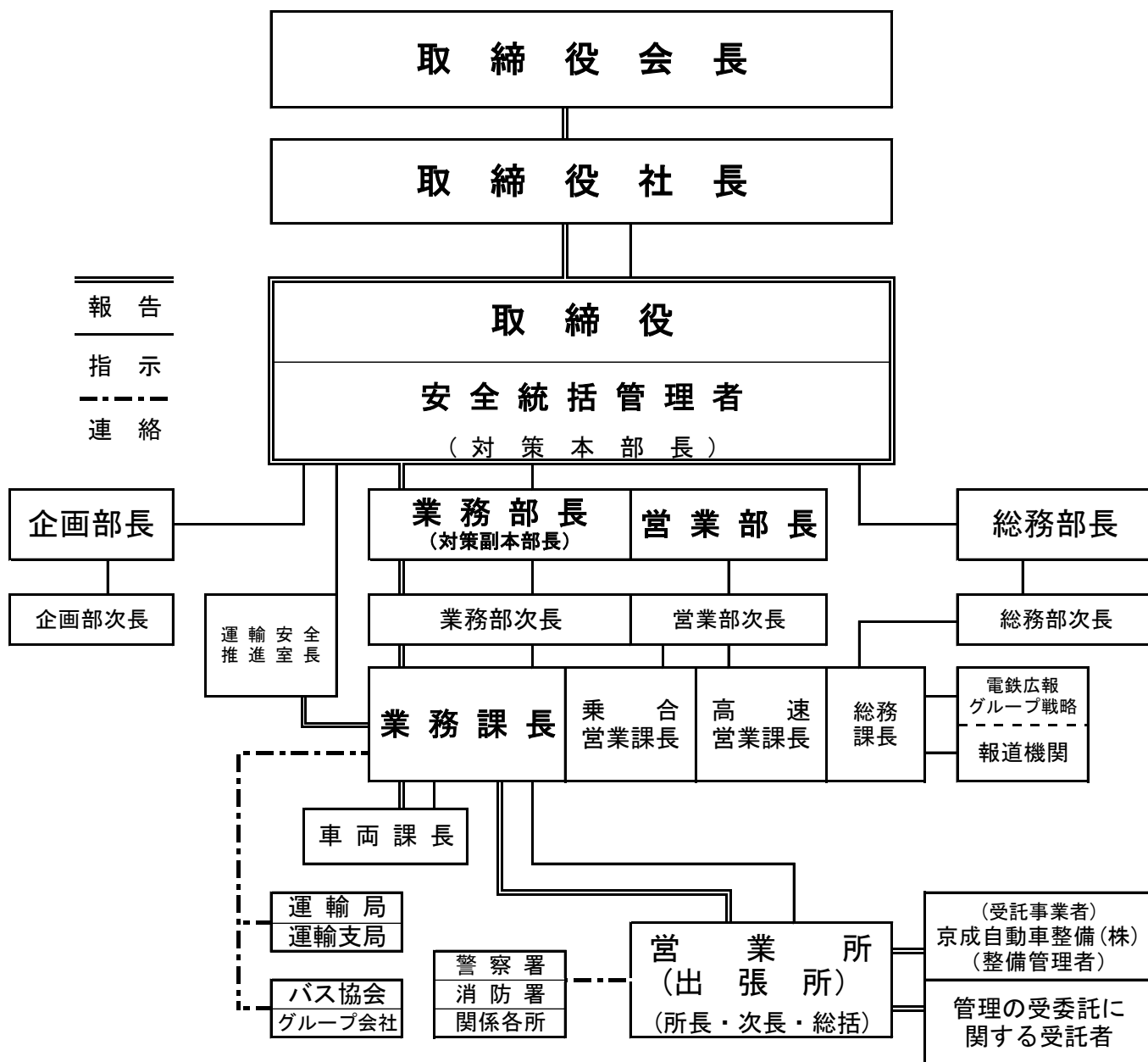
- 1 台風… 大型台風が上陸した場合
- 2 降雪… 積雪が10cm以上の場合
- 3 地震… 震度6以上の場合
- 4 事故… 重大事故で死傷者が複数出た場合
- 5 バスジャック、テロ等の有事の場合
- 6 その他… 対策本部長が認めた非常災害発生の場合



- ① 対策本部の設置について
  - 第一順位：京成バス本課内
  - 第二順位：（上記拠点が被害甚大な場合）：研修所内
  - ※上記、双方が被害甚大の場合は被害が軽微な営業所（出張所を含む）に設置する。
  - ・対策本部は上記 [ ] 内で構成する。構成員は直ちに対策本部に参集するがそれが困難な場合は最寄りの営業所（出張所を含む）にて待機する。
  - ・営業所長（出張所長を含む）：営業所（出張所を含む）にて待機し、異常時は業務課長に連絡を行う。
  - ・次長（総括）：要員の確保を行う。（災害状況によっては京成自動車整備(株)に要請する）
  - ・係長：対策本部にFAXにて1時間毎の定時連絡を行う。
- ② 業務課長及び乗合営業課長、高速営業課長は営業所（出張所を含む）に対し、全ての情報の報告を受け指示し対策責任者に報告をすると共に、対策責任者は対策本部長（副本部長）に速やかに報告する。
- ③ 各部長（副対策責任者）が、不在もしくは連絡が取れない等、やむを得ない場合は各部次長がその任を代行する。（但し、連絡が取れた場合はその指示に従う）

## 対策本部の指示体制（レベルB）

- 1 台風…「上陸の予報」が発令された場合
- 2 降雪…「大雪警報」が発令された場合及び10cm未満の積雪の場合
- 3 地震… 震度5以上の場合
- 4 事故… 相手の過失が多大で死亡または重傷者が複数（2名以上）の場合
- 5 その他…対策本部長が認めた非常災害発生の場合

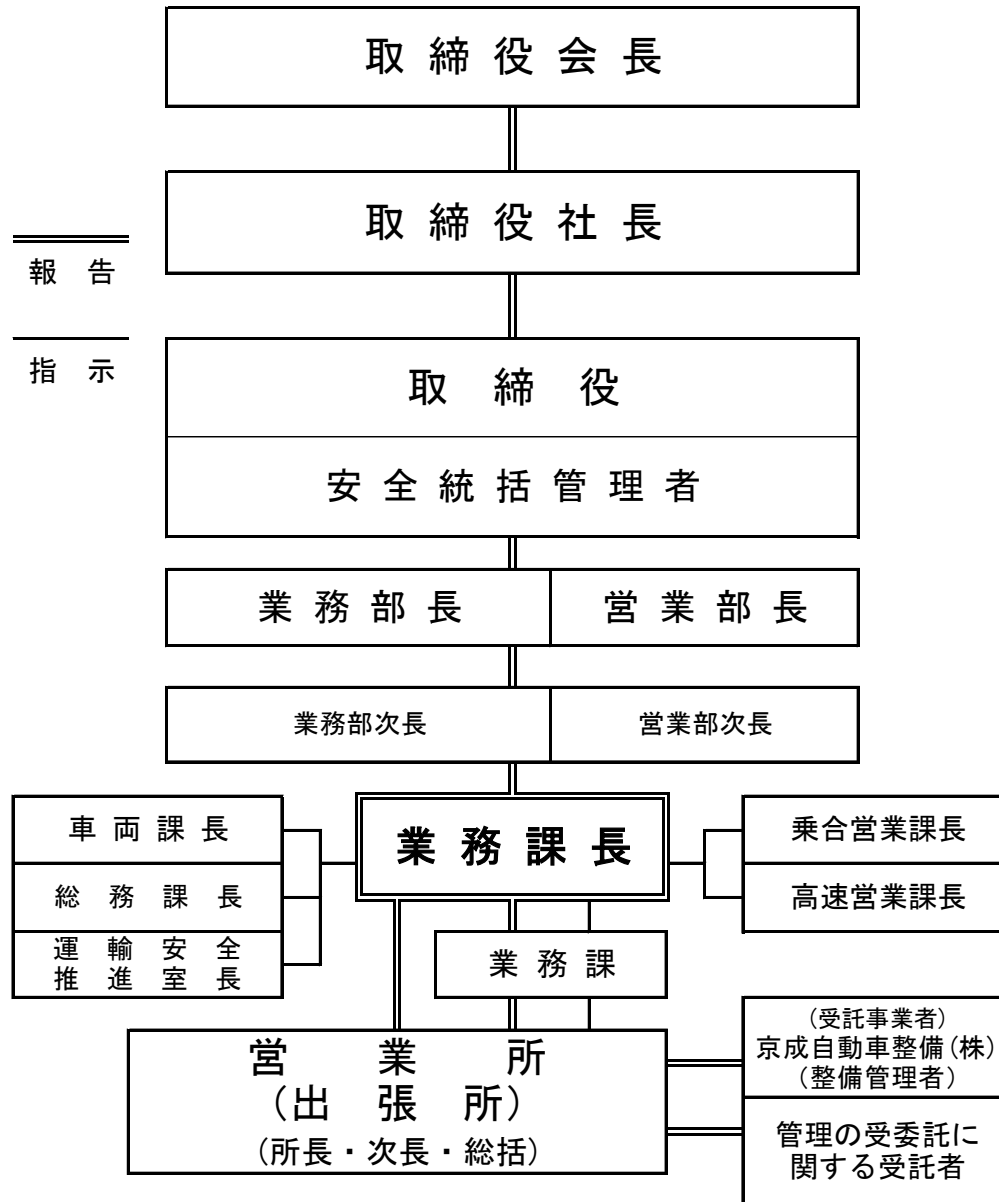


- ① 対策本部は原則として、安全統括管理者、業務部長及び業務部次長、営業部長及び営業部次長、業務課長、乗合営業課長、高速営業課長で構成し、必要に応じて、車両課長、総務課長、運輸安全推進室長がこれに加わる。
  - ・ 対策本部は上記 内で構成する。構成員は直ちに対策本部に参集するがそれが困難な場合は最寄りの営業所（出張所を含む）にて待機する。
- ② 業務課長は安全統括管理者名で、全営業所に〇〇警報を文書で発令する。
  - ・ 営業所長（出張所長を含む）：営業所（出張所を含む）にて待機し、異常時は業務課長に報告。
  - ・ 次長（総括）：要員の確保を行う。（災害状況によっては京成自動車整備(株)に要請する）
  - ・ 係長：業務課にFAXにて1時間毎の定時報告を行う。
- ③ 安全統括管理者（対策本部長）は対策本部での内容をまとめ、取締役には報告する。
- ④ 安全統括管理者（対策本部長）はレベルAに対応を変える場合がある。
- ⑤ 対策本部の終了は対策本部長が指示をする。

実施日：平成25年12月18日

## 緊急時の指示体制（レベルC）

- 1 台風… 接近のおそれがある場合
- 2 降雪… 「大雪注意報」が発令された場合
- 3 その他… レベルA、レベルBに該当しない場合



- ① 業務課長を中心とし対応する。
- ② 業務課長は、業務課長名で全営業所（出張所を含む）に〇〇注意報を文書で発令し注意を促す。
  - ・ 営業所長（出張所長を含む）：不測の事態に備え、連絡が取れるようにしておく。
  - ・ 次長（総括）：不測の事態に備え、要員の確保を考える。
  - ・ 係長：異常時は業務課長に連絡。
- ③ 業務課長は、営業所（出張所を含む）からの報告を受け、安全統括管理者並びに業務部長及び業務部次長、営業部長及び営業部次長に報告すると共に必要に応じて乗合営業課長、高速営業課長、車両課長、総務課長、運輸安全推進室長に報告する。
- ④ 業務課長はレベルBに対応を変える場合がある。

実施日：平成25年12月18日